平成２６年（フ）第２９８号
北海道北斗市久根別４丁目３番17号　２Ｆ
債務者　小澤　隆之
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０４号
函館市赤川町159番地14
債務者　向　　弘隆
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
愛知県西尾市一色町一色前新田218番地
債務者　兼子　克己
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５６２号
大阪府東大阪市高井田本通１丁目６番29号
債務者　お好み焼き花かごこと　冨築　重博
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８９０号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目２番14―406号
債務者　西村　房代
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２９号
大阪府八尾市安中町４丁目２番16―502号
債務者　五十嵐たきえ
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６３号
大阪市住吉区苅田９丁目２番18号　アビコマンション３階３Ａ号
債務者　渡邉　一文
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１０２号
大阪市都島区都島本通２丁目11番13―406号
債務者　黒岩　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３１号
大阪市西淀川区姫里１丁目15番16―306号
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３５号
大阪市北区中津３丁目３番23―504号
債務者　網谷　輝久
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４６４号
大阪市阿倍野区王子町３丁目10番13号　阿倍野王子町Ｄ号室、前住所大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目２番８号　マンション一番403号
債務者　石田　　一
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６０号
大阪市旭区高殿４丁目１番14―1301号
債務者　松原こと三井こと　俞　　光子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５６３号
大阪市北区大淀南３丁目３番68号　パークサイド西梅田602号室
債務者　山下　景子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９１号
埼玉県狭山市大字水野548番地の２　グレイス水野101
債務者　持木　里美（旧姓筆保）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４９４号
埼玉県所沢市宮本町１丁目10番５号　エンゼルハイム101
債務者　齊藤　弘行（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５０５号
埼玉県所沢市大字北秋津189番地の１　アドバンスシティ所沢602
債務者　篠原ゆう子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８３号
静岡県裾野市佐野1302番地の７　Ｔ・サニー２―201、前住所静岡県島田市中溝町1468番地の２　コーポ花みずきＢ棟205号室
債務者　稲数　太山
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
長崎県長崎市田中町577番地　雇用促進住宅４棟304号
債務者　四谷　秀子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係